

中野区教育委員会会議録 平成23年第33回定例会

○開会日 平成23年11月18日(金)

○場 所 中野区教育委員会室

○開 会 午前 10時02分

○閉 会 午前 11時54分

○出席委員(5名)

中野区教育委員会委員長	山 田 正 興
中野区教育委員会委員長職務代理	高 木 明 郎
中野区教育委員会委員	大 島 やよい
中野区教育委員会委員	飛鳥馬 健 次
中野区教育委員会教育長	田 辺 裕 子

○出席した事務局職員(10名)

教育委員会事務局次長	村 木 誠
副参事(子ども教育経営担当)	白 土 純
副参事(学校再編担当)	吉 村 恒 治
副参事(学校教育担当)	宇田川 直 子
指導室長	喜 名 朝 博
副参事(知的資産担当)・中央図書館長	天 野 秀 幸
副参事(学校・地域連携担当)	荒 井 弘 巳
副参事(特別支援教育等連携担当)	伊 藤 政 子
副参事(就学前教育連携担当)	海老沢 憲 一 (欠席)
副参事(子ども教育施設担当)	中 井 豊
健康福祉部副参事(学習スポーツ担当)	浅 川 靖

○担当書記

子ども教育経営分野	落 合 麻理子
子ども教育経営分野	仲 谷 陽 兵

○会議録署名委員

委員長

山 田 正 興

委 員

飛鳥馬 健 次

○傍聴者数 3人

○議事日程

〔議決案件〕

日程第1 第54号議案 中野区行政財産使用料条例の一部改正手続について

〔協議事項〕

(1) 平成23年度の事業見直し内容(案)等について

(2) 区立小中学校再編計画の改定について

〔報告事項〕

(1) 委員長、委員、教育長報告事項

・ 11/4 かみさぎ幼稚園・ひがしなかの幼稚園合同研究発表会について

・ 11/4 中野区立中学校連合音楽会について

・ 11/5 中野区中学校連合芸能会について

・ 11/5 第九中学校創立61周年記念式典及び祝賀会について

・ 11/11 緑野小学校開校式について

・ 11/11 第二中学校訪問及び生徒との対話集会について

・ 11/12 江古田小学校開校130周年記念式典及び祝賀会について

・ 11/12 東京大学教育学部附属中等教育学校PTAの講演会について

・ 11/15 納税表彰式について

(2) 事務局報告事項

①平成24年度区立学校の儀式的行事等の日程について(指導室長)

中野区 教育委員会
第 3 3 回定例会
(平成 2 3 年 1 1 月 1 8 日)

午前10時02分開会

山田委員長

皆さん、おはようございます。

ただいまから、教育委員会第33回定例会を開会いたします。

本日は、教育委員は全員出席です。

事務局職員は、就学前教育連携担当副参事が所用により欠席です。また、次長はおくれての出席となります。

本日の議事録署名委員は、飛鳥馬委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりです。

本日、議決案件及び協議事項の1番目に関連して、健康福祉部副参事・学習スポーツ担当、浅川靖さんに出席を求めています。ご了承ください。よろしくお願いいたします。

日程に入る前に、傍聴の方にお知らせをいたします。

本日の協議事項の1番目、「平成23年度の事業見直し内容（案）等について」は、区議会への報告前の案件となりますので、本件に関する配布資料は後ほど回収させていただきます。何とぞご協力ください。傍聴の皆さんは、会議終了後、事務局の方へ資料の返却をお願いいたします。

それでは、日程に入ります。

<議決案件>

<日程第1>

山田委員長

日程第1、第54号議案「中野区行政財産使用料条例の一部改正手続について」を上程いたします。

議案の説明をお願いいたします。

副参事（子ども教育経営担当）

それでは、54号議案につきまして説明をいたします。

本議案は、平成23年10月21日の教育委員会定例会でご報告させていただいた施設使用料の積算結果に基づきまして、使用料の改正を行うため、中野区行政財産使用料条例の一部改正の手続を行うものでございます。

まず1点目が、行政財産使用料条例第2条の別表12の表に定める中野区教育センターの使用料の改正、2点目が、同別表14の表に定める中野区地域生涯学習館の使用料の改正を

行うものでございます。3点目は、同別表15の表に定める中野区立学校の小・中学校の体育館について使用料の改正を行うとともに、冷暖房設備の使用について、受益者負担の適正化を図るために新たに使用料を定めるものでございます。

それでは、新旧対照表をご覧いただきたいと思います。左が改正案、右が現行の使用料でございます。まず、12「中野区立教育センター」の表をご覧いただきたいと思います。研修室二から研修室四の使用料を100円または200円引き上げ、視聴覚室の使用料を400円または500円引き上げるものでございます。

次に、14「中野区地域生涯学習館」の表をご覧ください。(1)「中野区立桃園小学校」(2)「中野区立若宮小学校」、裏面にいきまして、(3)「中野区立江原小学校」(4)「中野区立南中野中学校」の表中で下線を付した使用料につきまして、100円から400円の幅で引き上げるものでございます。

次に、15「中野区立学校」の(1)(2)の表をご覧ください。(1)の表のとおり、小・中学校の体育館の使用料を100円または200円引き上げるとともに、(2)の表のとおり、小・中学校の体育館冷暖房設備の使用料を、下線のとおり、300円から1,000円までの間で定めるものでございます。

附則をご覧いただきたいと思います。この一部改正条例の施行時期は、区民周知を図るために平成24年7月1日としてございます。また、2項で経過措置を設けてございます。

ご説明は以上でございます。

山田委員長

ただいま上程中の議案につきまして、質問がありましたらお願いいたします。

大島委員

この中野区の施設の使用料の区民負担分についてなのですけれども、たしかこれについては、定め方の方式といいますか、何かあって、以前に、関連して、どうやって算出するかということ聞いたような気もするのですが、その使用料というのは概略どんなふうにするのかということをご説明いただきたい。

副参事（子ども教育経営担当）

今回の見直しにつきましては、平成22年度の決算数値をもとに積算してございます。原価の基礎数値でございますが、所要経費の算出といたしまして、職員人件費、それから、職員人件費を除く所要経費、例えば光熱水費、維持管理費等、前年度にかかった経費、それから、減価償却費、その他として用地費等を算入いたしまして、過去3年分の施設の年

間使用可能日数の平均値をとって算出しているものでございます。ただ、これは、そのとおりに適用しますと、引き上げ幅が非常に大きくなる可能性もあるということで、引き上げ幅につきましては1.5倍までということで算出しているものでございます。

大島委員

としますと、今回の値上げは、そういうかかった費用ですとか、今おっしゃったような計算に入れるいろいろな要素が全体に上がったから負担分もふえるというふうに考えてよろしいのでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

値上げするものが多いわけですから、それについては、原価である、先ほど申し上げましたような費用の上昇ということでございます。

大島委員

先ほどの説明で、そういうふうに計算していくと本当はもっと高くなる場所なのだけれども、1.5倍までという制限の中で上げ幅を設定したというふうに考えてよろしいのでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

そのとおりでございます。先ほどもご説明しましたように、現行使用料の1.5倍までということで、原価計算上、それ以上引き上げの結果が出ているものについても、その1.5倍の上限で抑えているということでございます。

大島委員

区民サービスという点からしますと、なるべく低廉な費用で利用できるようになっていたほうが区民にとってはいいような気もするのですが、やはり諸経費等いろいろ算出してみると、こういう値上げをするということは避けられないということなのではないでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

公の施設の使用料ということで、広く区民の方に利用していただくということがある一方で、やはり受益者負担の適正化といった視点も必要ということで、3年に一度の見直しを行っているというものでございます。

大島委員

暖房費なのですけれども、今回新たに創設されたように今伺ったのですが、今までも暖房は使っていたと思うのですけれども、そうすると、今までは暖房費というのは全く徴収しないでやっていたということなのではないでしょうかということ。そうすると、その分について

は随分区の負担になっていたということになるのでしょうか。

健康福祉部副参事（学習スポーツ担当）

今までは、施設使用料の暖房・冷房、施設のあったところ、なかったところ、すべて含めまして、全施設、全学校の中の経費として算定しておりました。

副参事（子ども教育経営担当）

現行の取り扱いについては、今、学習スポーツ担当のほうからご説明があったとおりでございますけれども、冷暖房の使用については、使用するかどうかで利用条件が著しく異なるということから、受益者負担の適正化を徹底したということで、今回、使用料の新設をしたものでございます。

飛鳥馬委員

今の冷暖房のことについては、小・中学校体育館、あるいは小体育館のことですので、校数は余り多くないですね。設置されている学校は幾つもないだろうと思うのです。今、子ども教育経営担当から説明があったように、冬使うけれども、スポーツによっては暖房は要らない、使わないというところもあるのだろうと思うのです。スポーツによっては寒くてもできるということはあると思うので、必ずしもみんなが使うということではないので、その辺のところのバランスの問題かなと思うのです。

それからもう1点は、特に教育センターのことでちょっとお聞きしたいのですけれども、利用状況ですね。利用料金を徴収するようになってから利用状況が減っているのかどうか、あるいは、それと関係なく、こういう施設は余り利用しなくなっているのかどうか1点です。

それから、予想として、もし使用料が上がると利用状況が減ってしまうという予測はないのかどうか。上げたけれども減ってしまったから全体の収入は余り上がってなかったとか、そういうことではないのだろうと思うのですけれども、わかる範囲で、ちょっとあったら教えてください。

指導室長

教育センターの利用状況でございますけれども、ここで使用料を徴収している方々については、ほぼ決まった方々が定期的にお使いいただいておりますので、そういう意味では、このことについての影響は余りないのかなというふうに予想されます。また、今年度から夜間の使用はもうやめておりますので、日中ということでの使用になります。特にそのことでも大きな変化はございませんでしたので、使用自体は減ることはないのかなと思って

います。

一方で、徴収しないで使う、学校が使うとかいろいろな場合については、これまでどおり特に何も変わらないというふうに思っています。

副参事（子ども教育経営担当）

体育館の冷暖房設備でございますけれども、現在4校ございます。谷戸小、桃花小、緑野小、二中ということでございます。この新しく設定した使用料ですが、冷暖房設備を使わない場合には使用料はいただかないということで、今後、関係規定の整備を進めていくということでございます。

山田委員長

私からです。

この議案ですけれども、「中野区行政財産使用料」と書いてあります。行政財産、大きな意味ではもっとたくさんあるのだらうと思うのですけれども、要するにこの中の教育施設に関係する使用料ということでよろしいのですか。もっと大きな行政財産というのはほかにたくさんありますよね。そのこととの兼ね合いはどうなっているのでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

行政財産というのは、行政目的のために使用される財産ということで、広い意味で教育財産もこれに入ってくるということでございまして、この教育財産の目的外に使用する場合の使用料を定めた条例でございますので、この広い意味での行政財産に入ってくる施設の使用料を定めているということでございます。

山田委員長

行政財産の広い意味で、その中の教育施設に対しての目的外利用の規定ということですね。

副参事（子ども教育経営担当）

そういうことでございます。

山田委員長

そのときに、こういった名前をつけていいのかどうか。教育委員会でやる場合に。「行政財産」で構わないですか。「教育財産」でなくていいですか。

副参事（子ども教育経営担当）

教育財産も広い意味で行政財産の一つでございまして、名称も、「行政財産」でございまして、行政財産使用料条例の中で定めているものでございます。また、この教育財産

だけということになりますと、別に定めるということですが、この行政財産の使用料というのは条例の2条で使用の算出式が決まっております、その算出式で算定したものを別表で定めているということですが。

山田委員長

ですから、我々が所管しているものの行政財産の使用料ですよ。という意味ですよ。だから、そのときにこの名称を使っていいのかなというところがちょっとした疑問だったので。

教育委員会事務局次長

中野区行政財産使用料条例の中では、例えば商工会館とか、ふれあいの家とか、学童クラブ、男女共同参画センター、すこやか福祉センター等々、さまざまな定めがございます。その中に教育関連の施設にかかわる今回ご提示をさせていただいたものも含まれておりまして、要するに、行政財産使用料条例中、教育施設にかかわるものに限っては、こちら委員会による議決が必要ということで今回ご提案させていただいているものでございます。

山田委員長

意味はわかりました。

この使用料は、計算式は非常に複雑なのだろうと思うのです。減価償却などについては、新しく建てたものについては非常に高い値段から減価償却していく。ところが、余りそれをやってしまいますと不平等を生ずるということで、いろいろご苦労されてこういったことで決められているのではないかなと思います。今後も再編統合等で新しくいろいろなものを建てかえたときには新しい財産になりますよね。その減価償却は、本当は初年度は高いはずですが、でも、その学校だけ高くするわけにいかないということで定められているのだと私は理解しております。3年に1回ということですから、こういった使用料が改定されてきているということだと思います。

この空調設備を使うか使わないかというのは、実際にはジャッジメントはできるのでしょうか。

健康福祉部副参事（学習スポーツ担当）

細かな運用方法については今後検討していくところですが、申し込みのときに、あらかじめ施設そのものと一緒に使うか使わないかということも申し込みの中に入れて、それで判断していくと思っております。また、実際にその場で使ったか使わなかったということについては、管理員がおりますので、そこでチェックすることはできると

考えております。

山田委員長

もう1点、料金の収納についてはどのようなことで収納していくのでしょうか。

健康福祉部副参事（学習スポーツ担当）

今の空調施設に関しましてですか。

山田委員長

いや、すべての使用料の収納は、現金でとか、いついつまでにという規定はどうなっているか教えていただきたいと思います。

指導室長

教育センターでございますけれども、そのときに窓口でお支払いをいただくということになっています。

山田委員長

教育センターは、その都度、現金ですね。

指導室長

はい、現金です。

健康福祉部副参事（学習スポーツ担当）

学校開放につきましては、小学校につきましては地域事務所で支払っていただくということになっております。中学校につきましては、一括して、抽せん会のときに抽せんが終わりました段階でその場で支払っていただくというふうになってございます。

山田委員長

すべて現金の授受ですか。

健康福祉部副参事（学習スポーツ担当）

はい。

山田委員長

一時期、現金の授受で多少事件があったことを思い出したものですから、今どのようにされているのかなということでもあります。ありがとうございました。

ほかに質疑はございませんか。

（発言する者なし）

山田委員長

なければ、質疑を終結いたします。

それでは、挙手の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第54号議案を原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

山田委員長

全員賛成なので、原案どおり決定いたします。

以上で、議決案件の審査は終了いたしました。

次に、協議事項ですが、本日の協議事項の2番目、「区立小中学校再編計画の改定について」は非公開での審議を予定しております。したがって、先に報告事項を行い、次に協議事項の順に進めます。

<報告事項>

山田委員長

それでは、報告事項です。

<委員長、委員、教育長報告事項>

まず、委員長、委員、教育長報告です。

私のほうから、11月4日の第31回定例会以降の主な委員の活動について一括して報告いたします。

11月4日金曜日、かみさぎ幼稚園、ひがしなかの幼稚園の合同研究発表会がございまして、私と教育長が出席をいたしました。また、同日11月4日、中野区立中学校連合音楽会が開催されまして、大島委員が出席されました。11月5日、中野区中学校連合芸能会が開催されまして、大島委員、教育長が出席されました。11月5日、第九中学校創立61周年記念式典及び祝賀会が開催されまして、私と教育長が出席いたしました。11月11日金曜日、緑野小学校の開校式が行われまして、委員全員で出席をいたしました。同日午後になりますが、教育委員会第32回定例会ということで、第二中学校の訪問及び生徒との対話集会に委員全員が参加いたしました。11月12日、江古田小学校開校130周年記念式典及び祝賀会が開催されまして、大島委員、教育長が出席をいたしました。

私からの報告は以上です。

各委員から、以上の報告について補足、質問、ご発言がありましたらお願いいたします。

私が今報告いたしました第九中学校の創立61周年ですけれども、多くの来賓が出席されました。ご承知のとおり、第九中学校は中央中学校との統合により中野中学校に生まれ変

わるということで、本当は60周年は去年だったのですけれども、61周年ということでこう
いった会が開かれました。また、先輩である体育のインストラクターの方が、卒業生とし
て、子どもたちに非常に寄り添ったすばらしい講演をされました。周年の中で子どもたち
のために行われる講演会というのはそんなにかないかなという気がいたしますけれども、
先輩であるということもあって、先輩からいろいろなお話を聞いて、子どもたちにとって
は非常に感動多い周年行事であったと思っております。

また、11日に緑野小学校の開校式がございました。この日は何と2011年11月11日という
ことで、子どもたちにとって忘れられない日を選んだのかなと。新装になった体育館、非
常にきれいな体育館ができ上がりました。子どもたちは人数が多いためにいすでの出席で
はなく、皆さん床に座っておりましたけれども、非常に行儀よく最後まで聞いていた姿
が印象深かったです。

また、第二中学校の訪問では、対話集会で、子どもたち自身から中学生になって今のい
ろいろなお話をじかにしていただきました。すべて子どもたちが司会進行し、子どもたち
がいろいろなアイデアをもって私たちとの対話集會に臨んでいただきました。今の子ども
たちの姿を目の当たりにして非常に頼もしく思いました。

そのほかに私のほうからは、私は東大附属中等教育学校の学校医をしている関係で、11
月12日、中学校のPTAに招かれまして、「親から子への性の話」ということで、性のこ
とについて2時間ほどお話をしてまいりました。我が国の今の性の逸脱行動によって起き
ているさまざまな問題ですとか、今の日本で使っている教科書でのいわゆる性に関する指
導はどうなっているのかというお話をさせていただきました。

こんな折ですけれども、私は医療現場にいるわけですが、ここに来て、高校1年生の方
が立て続けにお二人ほど、望まない妊娠のために私のほうを受診されております。性交体
験はこの夏だという話ですから、7月からの話で、望まない妊娠に至ったと。そのお二
人にお話を聞いたわけですが、やはりきちんとした避妊の知識に乏しいというふう
に感じました。今、日本では、学習指導要領の中では避妊については触れておりません
ので、そういったことを教わっていないということは、彼らにとって、彼女らにとって非常
に不幸なのではないかなという気がします。また、立て続けに3人ほど、モーニングアフ
ターピルと言いまして、「避妊に失敗したので何とかしてください」というようなことも
ありました。ということが現状であります。

ですから、この日はPTAの皆さん方にお話をしたわけですが、できれば学校の

中でしっかりとしたことを教えていただきたい。といいますのは、保護者の方が120名ぐらいお見えになっていたのですけれども、お父様は10名ぐらいでしたか。でも、どのように家庭で触れたらいいのか。「お父さん、お母さんの中で性教育を受けた方はいらっしゃいますか」とお聞きしましたけれども、手が挙がったのは120名中5人ぐらいですので、家庭の中でこれを取り上げるということはなかなか難しい。例えば「日本でエイズがふえているのは知っている？」とかいう、性感染症のところから話題を振って行ってということしかないのではないのでしょうかということで、2時間半ぐらいディスカッションして帰ってまいりました。これからもそういうお話をする機会があればお話をしたいと思っております。

それから、今週の15日、中野税務署が主催といいますか、納税表彰式がサンプラザで行われまして出席いたしました。その中で、中野区立鷺宮小学校が租税教育推進校と中野税務署長感謝状の贈呈を受けております。鷺宮小学校では、租税教育という形で、恐らく公民の授業だと思うのですけれども、税理士さんをお招きして、実際に子どもたちに税を納めるということはどういうことなのかという授業を展開しているのだそうでございます。こういった取り組みが幅広く行われることが、税金をきちんと納める、取られるのではなくて納めるということをきちんと子どもに教えなければいけないのではないかなというふうに思いました。

私からは以上でございます。

では、高木委員、お願いいたします。

高木委員

11月11日に緑野小学校開校式、同日、第二中訪問と生徒との対話集会に私も参加しました。内容は委員長から報告があったとおりでございます。

私からは以上です。

山田委員長

飛鳥馬委員、お願いいたします。

飛鳥馬委員

私も同じですが、緑野小学校の開校式に行ってまいりました。緑野小学校は、委員長からも話がありましたけれども、学校の誕生日ということで、全校生徒ということで多かったのですが、1年生とか低学年もきちんと参加できて、思い出に残るといいますか、いい開校式になったのではないかなというふうに思っています。

二中のほうも、委員長から話がありましたけれども、多分今回初めてかもしれませんが、私たちが子どもたちと対話するときには生徒会が全部企画をするというやり方ですね。ですから、生徒が司会で、私たちとの話の内容も全部生徒たちが考えて決めたということで、企画そのものがよかったと思います。また、そういうことがありましたので、私たちの質問は突然の質問が多かったと思うのですが、子どもたちはかなりはっきりと発言できていたなど。やはりコミュニケーション能力が随分ついているのかなというような気がしました。ちょっと驚いたのは、私が「中学生はいろいろ不満があると思いますが、そういう不満をどういうふうに解消しますか。ストレスの解消はどうしますか」と聞いたら、結構多い生徒が「カラオケに行きます」と言うのでちょっとびっくりしました。もうちょっと違う、スポーツをするとか、ゲームをするとか、そういうことが返ってくるかなと思ったところが、意外にカラオケと。新しい中学生の一面を見たような気がします。

以上です。

山田委員長

では、大島委員、お願いいたします。

大島委員

私は、まず、11月4日になかのZERO大ホールで行われた中学校連合音楽会に行ってみました。午前中は教育委員会があったので午後しか行けなかったのですが、ともかく、各校非常にすばらしい合唱と演奏でした。例えば、第七中学校は1年生は学年全員での合唱があったのですが、生徒の数がすごく多い学校のせいか、1年生全員が並ぶと大合唱という、舞台いっぱいみたいなことすごいです。吹奏楽部の演奏とかも大変すばらしかったのですが、こんなすばらしい演奏を、参加者の人はそれぞれお互いの演奏は聞けるけれども、参加者だけが聞くというのはもったいないと思いました。毎回思うことですけれども、もっと多くの中学生の皆さんにも聞いていただける機会があったらいいのになと思ったりいたしました。

それから、翌5日は、中学校連合芸能会に行ってみました。これもまたすばらしかったです。まず十中の和太鼓がありまして、その後は中学校3校の劇でございました。十中の和太鼓は前日の連合音楽会でも午前中の部でやっただけなのですが、私は聞けなかったのが残念だと思っていたところ、この芸能会のほうで聞けました。本当にすばらしくて、ともかく十中の太鼓の音の迫力と、空気の振動が伝わってきて、自分の体が中から揺さぶられるような感じで、本当にすごい迫力で酔いしれました。ぜひまた聞きたいなというの

が本当の感想です。

演劇のほうも、南中野中学校、第五中学校、東大附属中学校、それぞれ全然別のテーマなのですが、それぞれおもしろくて……。いまだに時々思い出したりするのですが、みんな上手で、テーマもおもしろかったです。これももっとたくさんの人たちに見ていただけたらいいのになというふうに思いました。

あと、11月12日には江古田小学校の開校130周年記念式典に行っていました。130周年というので、できたのが明治時代ということですが、すごく長い歴史で、来賓の方も大変たくさんの方がお見えになっていました。私も教育委員会を代表してあいさつをさせていただいたのですが、130周年という、1世紀以上にわたる重みを考えたときに、明治時代から日本人は「学びたい」という意欲があったのだというようなことに思いをはせてしまったものです。そのころというと、私の祖父も江古田の隣村にいたわけですが、全部畑の中で、うちも農家をやっていましたし、多分、江古田も同じだったと思うのです。そういう畑の中での生活の中でも、寺子屋みたいに、「学びたい」という意欲があって学校ができたのだというようなことをいろいろしゃべったのですが、そういう日本人の「学びたい」という気持ちが基礎になって国力もついてきたのだというようなこととか、今我々、学校に行くのは当たり前だと思っているけれども、現在だって、世界のいろいろなところでは学校に行けないで働かされている子どもとかもいるわけで、学校で勉強できるということはある意味で大変幸せなこと、ありがたいことなのだというようなことまで……。昔からのことをいろいろ考えて、そんなことも話をさせていただきました。

私からは以上です。

山田委員長

では、教育長、お願いいたします。

教育長

委員長からご紹介いただいたとおりです。

山田委員長

各委員の報告につきまして何かご質問、ご発言ありましたらお願いいたします。

ご発言がないようであれば、事務局の報告に移ります。

<事務局報告事項>

山田委員長

それでは、「平成24年度区立学校の儀式的行事等の日程について」の報告をお願いいた

します。

指導室長

それでは、「平成24年度区立学校の儀式的行事等の日程について」、ご報告をいたします。このことにつきましては、幼稚園長会、小学校・中学校長会とご相談をして決めているところがございます。

今年度と大きく違うところが2点ございます。

1点目は、小学校、中学校は2学期制でございますが、前期の終業式が10月5日金曜日となっております。通常、2週目に当たるところが多いわけですがけれども、来年度のカレンダーの関係で、体育の日が10月8日となります。その前々日を最終終業式といたしますので、この5日が終業式というふうになります。

また、卒業式でございますが、中学校は3月25日が修了式でございます。おおむね1週間程度前ということで決めておるところでございますが、1週間前が月曜日に当たることがございます。月曜日に卒業式というのは、準備の都合のことでもあるのでというようなお話の中で、翌日火曜日、3月19日を卒業式といたします。このことによりまして、すべてでございますけれども、来年度の授業日数は215日というふうになります。これは第2土曜日の授業も含んでということでございます。今年度は211日でございますので、授業日数が4日ふえるということでございます。

幼稚園につきましては、管理運営規則どおりでございますので、表のとおりでございます。

ご報告は以上でございます。

山田委員長

ご質問ありましたらお願いいたします。

飛鳥馬委員

今、最後に話のありました授業日数ですが、ことしが211日ですから4日ふえて215日と。それは土曜授業も含めてのお話でしょう。その場合に、土曜日は、ことしより何日多くなるのか。土曜日は3時間授業だと思うのですけれども、それはどんなふうにカウントしていますか。授業日数1日なのでしょうか。土曜日を2回やれば2日ふえるのでしょうか。その辺をちょっと教えてください。

指導室長

ご説明が足りませんでした。

まず、土曜日授業でございますけれども、今年度は8回でございます。来年度は、これも祝日等の関係で2日ふえまして10日となります。それを含めまして4日の増ということになります。

また、土曜授業でございますけれども、これは時数としてはカウントいたしますので、1回1日3時間ということになります。日数については何時間であっても1日とカウントいたします。

飛鳥馬委員

わかりました。

山田委員長

ほかにご質問はございますか。

高木委員

別に反対ではないのですが、秋季休業日というのは10月6日から8日になっていますが、もともと全部お休みの日ですよね。これ、子どもたちから何か言われませんか。

指導室長

確かにおっしゃるとおりカレンダーどおりのお休みでございますが、前年度は1日、月曜日をお休みにしていた、火曜日をお休みにしていたということがございましたけれども、新教育課程の移行に伴いまして、それも減らしたということがございます。「秋休みではない」と言われるとそのとおりでありますけれども、一応区切りということで、前期と後期の区切りの3日間というふうにいたしました。

高木委員

了解です。

山田委員長

なかなか理解はいただけないかもしれませんね。

そのほかによろしいでしょうか。

(発言する者なし)

山田委員長

そのほかにも報告事項はございますか。

(発言する者なし)

<協議事項>

山田委員長

それでは、協議事項に移ります。

まず、協議事項の1番目、「平成23年度の事業見直し内容（案）等について」の協議を進めます。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

副参事（子ども教育経営担当）

本件につきましては、平成23年10月21日の教育委員会定例会でご報告をさせていただいた「平成23年度（2011年度）事業見直し方針」に基づきまして検討した、教育委員会事務局に関連する事業見直しの内容等をご報告するものでございます。あわせて、平成24年度予算案で検討中の主な取り組みのうち、教育委員会事務局に関連するものをご報告するものでございます。

資料をご覧いただきたいと思います。最初に、1「見直し内容(教育委員会事務局関連)」についてご報告をいたします。

5点ございます。1点目が、社会科見学・遠足代の公費負担を24年度限りで廃止するというものでございます。2点目でございますが、就学援助でございます。平成24年度から対象者の認定基準を見直し、また、学用品等の支給額を見直し、私立小・中学校在籍者への支給を廃止するというものでございます。3点目が、学校用務業務でございまして、委託化を進め、職員数の削減を図る。4点目が、肢体不自由特別支援学級につきまして、重度・重複障害児を対象とする事業を創設するとともに、都の特別支援学校の開校に伴い、平成25年度限りで肢体不自由特別支援学級を廃止するというものでございます。5点目が、常葉少年自然の家の廃止と体験学習選択制の導入でございます。

2「見直し内容(補助執行関連)」でございますが、地域生涯学習館を平成23年度限りで廃止するというものでございます。

3「平成24年度予算(案)」で検討中の主な取り組み項目の教育委員会事務局関連では4点ございます。(1)の「特別支援教育環境整備」では、整備工事等を行うというものでございます。(2)の「中野中学校校舎建設工事」につきましては、平成24年度開校予定の中野中学校校舎・体育館・プールの改修工事を行うものでございます。(3)でございますが、谷戸小学校改修工事でございます。耐震対策として、谷戸小学校東校舎の改築工事を進めるというものでございます。(4)ですが、区有施設耐震改修を行うというものでございます。

それから、4「今後の予定等」でございます。来週の21日、子ども文教委員会にこの案を報告いたしまして、12月5日に事業見直し(案)等を区報に掲載する予定でございます。

また、12月8日に区民と区長との対話集会を行いまして、それを踏まえまして、1月上旬に事業見直し内容等の決定を行う予定にしております。

ご説明は以上でございます。

山田委員長

引き続きまして、この「23年度の事業見直し内容(案)」に関連して、地域生涯学習館の廃止について、健康福祉部(学習スポーツ担当)副参事から詳しい説明をお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

健康福祉部副参事(学習スポーツ担当)

それでは、資料に基づきましてご説明をさせていただきます。資料は、「中野区地域生涯学習館の廃止について」という資料でございます。

まず、「廃止する事業」でございますが、中野区地域生涯学習館の開放事業でございます。

2「廃止する理由」でございます。まず、地域生涯学習館は、ご案内のとおり、区内に4カ所ございまして、最初に設置されましたのが南中野中学校、当時は第一中学校でございましたが、こちらの「みなとつぷ21」という施設でございまして、開館は平成5年1月23日でございます。それ以降、江原小学校・江原キャンパスが同じく平成5年1月、若宮小学校・若宮オーリーブ館が平成6年1月、最後に、桃園小学校・桃園あおぎり館が平成8年1月に整備して、それぞれ開館したものでございます。現在とこの設立された約20年前と比較いたしますと、NPO法の制定等に基づきます非営利活動の活発化があり、また、地域に開かれた大学によります公開講座の実施など、生涯学習全般を取り巻く社会的環境は変化してきたという認識がございます。また、区における取り組みにおきましても、ちょうど平成5年に大ホールができましたけれども、なかのZEROの整備、また、当時「ことぶき大学」と言っておりましたけれども、「なかの生涯学習大学」の拡充、あるいは大学等の連携推進、また、公益活動制度に基づく事業への基金助成、政策助成などの制度をつくってきまして、こういう助成事業に対しては区民活動センターの使用料を免除するなど、ハード、ソフト両面の拡充をこれまで図ってきたところでございます。

一方、この地域生涯学習館につきましては、全体に利用率が低いという状況が続いております。この平成23年度に、今までの運営委員会方式から、学校開放全般の方式と同じやり方による開放方法の変更をしたわけでございますが、その後も特に利用の広がりというものは見られておりません。施設の有効活用の観点から、生涯学習に特化した現在の開

放のあり方を見直す必要があると考えまして、生涯学習館としては廃止するというふうに考えたのが理由でございます。

廃止日は、平成24年3月31日を考えております。

以上でございます。

山田委員長

それでは、「平成23年度の事業見直し内容（案）等について」及び「地域生涯学習館の廃止について」、ご質問、ご発言がありましたらお願いいたします。

高木委員

地域生涯学習館の廃止なのですが、廃止した後どういうふうになるのか、ちょっとよくわからないのです。生涯学習館としては廃止するということですが、建物としては残るわけですよね。例えば、それは、補助執行が終わって教育財産として使えるようになって、体育館のように目的外使用で貸すような形になるのか。廃止するということしかわからないので、イメージがちょっとわからないのです。もうちょっとご説明いただけますか。

健康福祉部副参事（学習スポーツ担当）

学校施設を教育委員会から健康福祉部のほうで補助執行の形で運営をさせていただいております。まず、生涯学習目的に特化した今の運営方法を取りあえず廃止いたしまして、これは学校施設という形に変えさせていただくということがあります。施設のあり方も含めまして、それ以降の活用方法につきましては、今後、教育委員会のほうで検討していただければと思っております。

高木委員

ということは、補助執行が終わって、教育委員会に戻ってくるという理解でよろしいのでしょうか。念押しなのですが。

副参事（子ども教育経営担当）

この施設を廃止して補助執行がなくなると、教育委員会の本来の施設、教育施設として、本来的な使われ方を今後検討していくということでございまして、この件については現在検討中でございます。

高木委員

現在検討中ということなのでちょっと回答しにくいと思うのですが、例えば、生涯学習館という形態ではないにしても、施設は地域の方が学校行事以外で使いやすいように整備されていると思いますので、体育館ですとか、そういった施設に準じて、引き続き一定の

範囲内で貸し出すという方向で検討することも可能なのですか。

副参事（子ども教育経営担当）

生涯学習館と体育館を一体的に運営する中で一般開放してきているというふうなことがございます。施設的には、一般開放するために施設管理員を土・日とか夜間、複数置いているとかいうような問題もございますが、今後、活用を検討していく中では、施設の利用率も踏まえて、一般に開放するのか、それとも開放しないで一定の範囲内で目的外使用で活用していくのかというような点も含めて、今後検討していきたいというふうに考えております。

高木委員

正直に申し上げます、来年の3月31日廃止ですと。きょうが11月18日ですよ。それ以降の活用についてはこれから検討しますということですが、我々としてどう意見を言っているかわからないので、非常に困っています。形態がどういう形でも、地域の方に……。通常の学校施設でも、今、いろいろな形で使用していただいていますから、私は形にこだわりたくはないのです。ただ、地域の人に「じゃあ、4月以降どうなるんですか」と聞かれたときに返事ができない状況で案を出されても、正直困ったなと思います。

山田委員長

私たちは今、学校のことをいろいろ考えるときに、学校地域連携ということに非常に重きを置いているわけで、多分、その先駆的な事業だったのではないかなと。だから、「地域生涯学習」という名前をつけたのだらうと思うのですけれども、そのそもその発想は別に問題はなくて、今我々がやろうとしていたことなのではないかなと思うのです。どの学校も地域に開放していろいろやっていくわけで、そういった施設が今たまたま四つの学校にあるわけですね。それが、利用率が少ないといっても、地域に開放されて、そういう形で優先的に使われているのですけれども、学校の中にそういう施設はあるのだけれども、「廃止」というとイメージ的に言葉がすごく重いか。地域に開放するための事業を見直すためにこの名前をやめるのだという話であれば、それはまた話が違うのですけれども、「廃止」というのはインパクトが強過ぎるなというイメージがあります。

それと、高木委員もおっしゃるように、これからこの施設を、もちろん子どもたちも使いますけれども、子どもたちが地域の皆さんといろいろな連携をとる施設としてやっていくわけですから、そういった事業を見直すということであれば、名前は変わったとしてもやっていくことになるのだらうと思うのです。私は、財政的に困窮している、財政がここで

使われているということはないのではないかと。その辺はいかがですか。

健康福祉部副参事（学習スポーツ担当）

今後の使い方について私のほうから言及する立場にはないのですが、生涯学習に特化した今のあり方からしますと、利用率の低さというのが、一番新しい数字、今年度10月31日までの利用率で15%となっております。この15%という数字の中には、それぞれの4館の中のまたそれぞれの部屋があり、また、平日・夜間といろいろあるわけですが、一番利用率の少ないところは0%というところもありますし、多くは30%に満たないところがある。極めて多い時間帯の多い施設であっても、数字的に95%。それは何かと申しますと、ある施設の土・日の夜間だけで、土曜日は同じ団体がずっと使っている、日曜日は違う団体がずっと使っているので、結果的に100%に近い形になっているということで、利用の広がりが見えない。という中で、区民の皆様からお預かりしている施設の使い方、有効活用ということを考えると、このまま生涯学習館に特化した施設ですよということを区として続けるわけにはいかないというところでございます。

高木委員

ちょっとお聞きしたいのですが、私の理解だと、というか、文部科学省の定義だと、生涯学習というのは「ゆりかごから墓場まで」が全部生涯学習で、その中に初等教育、中等教育、高等教育があるという理解なのです。ですから、生涯学習に特化した現在の館のあり方を見直すということは、「生涯学習以外の」というのは具体的にどういう利用を想定しているのですか。営利で貸し出すということですか。

健康福祉部副参事（学習スポーツ担当）

具体的な今後につきましては教育委員会のほうで検討していただいているし、今後も検討していただくことになるわけですが、生涯学習の必要性に何ら陰りが見えるわけではございませんが、今、この施設をこの生涯学習という目的で貸し続けても、また、その運営方法を変えても、その利用に広がりが見られないということで、このやり方における生涯学習促進というのはこれから先はないのかなと。そういたしましたら、1回、学校施設という形でお返ししてから考えていただくのが適切かなというふうに思っております。

飛鳥馬委員

今、利用率が低いということと、「地域生涯学習館」という名前と、とらえ方もいろいろなのだろうと思うのです。委員長がさっき言われたように、学校との関連でとらえると、

細かい、一つ一つの生涯学習館の内容によりますが、今、生涯学習館で活動される方たちが学校の子どもたち、あるいは学校の行事等と何らかの関係を持っているのかどうか。どのくらい学校に役立っているか、援助してもらっているか、交流があるのか。もしあるとすれば、それを一概に「やめますよ」というふうに言っていけないかという問題が一つあるかもしれません。援助してもらっている、子どもたちとそういうことがあるとすれば、なければ、また問題は別になりますが。「地域生涯学習館」という名前を残すか残さないか、いろいろ難しいことはあろうかと思いますが、私の考えとしては、今、学校支援ボランティアを立ち上げたといえますか、一生懸命やっているわけですね。地域、保護者、子どもたちは一緒になって、要するに生涯学習みたいなものをやると。今、地域生涯学習館を、中野区教育委員会として地域支援ボランティアを充実して学校と連携してやっていくのですよというための拠点にできないか。「生涯学習」と言うか言わないかはわかりませんが、むしろ発展的にとらえることができるのかできないのかということがちょっとわからないところなのです。もし発展的にとらえれば、今利用している方も子どもたちとかかわりがあって、学校も使える。「地域生涯学習館」という名前をなくしてしまうか。その辺のところはなくしても仕方ないかなと思えば、実質的に利用できる。やり方はいろいろあると思うのです。わかりやすく言えば、PTAは学校とかなり密接ですので、PTA室というのがある学校は多いですね。そういう感じで、地域ボランティア室みたいなものとして、そこで学習もできるし、子どもたちへの支援もしてもらおう。ただ、なくしてしまうということがいいのかどうか、ちょっと判断しかねています。というふうに思っているのですが、どうでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

現在、地域生涯学習館は、学校のほうの利用もあるということで、学校のほうで使わない時間帯に一般の利用という実態があるというふうに承知しております。学校支援ボランティアの制度を今年度立ち上げたわけですがけれども、そういった点も含めて今検討しているところがございます。今後どのように広がっていくか、広げていくかというようなことも関係してきますので、それも要素の一つとして検討していくべきというふうに考えております。

教育長

この四つの施設は、ほかの学校の施設とは格段に違うのは皆さんご存知だと思ひまして、それはそれで区の財産ということで、設置されている学校はそれなりに自分の学校の施設

としても有効に活用していただいている状況があります。今、時代の変化というか、状況の変化ということで、生涯学習館としての役割は終わろうとしているわけです。高木委員から「今後の方向が見えないとなかなか判断しにくい」というお話がありましたけれども、私たちも、今後の利用をどういうふうにしていくか、いつまでも手をこまねいているというふうには考えておりませんで、少なくとも来年度予算を早急に固めていかなければいけないときに、来年度この施設をどうするのかというのがないと予算も決まりませんので、今回は見直しということで提案させていただいて、一般の利用というのは今後はなかなか難しくなるのでしょうかけれども、飛鳥馬委員がおっしゃったように、学校が地域に広がって子どもたちのためにいろいろ活動をしていただくための施設として有効活用ができるのではないということも考えておりますので、そういう方向で早急に検討をさせていただきたいというふうに思っております。

ですから、今の段階では、そういうことで言うと途中経過ということになるかと思えます。

高木委員

次世代育成委員のときにも、もう既に補助執行を出したものがこう変わりますよというふうにはほぼ決まって戻ってきて、ちょっと「えっ？」と。必ずしも反対ではないのですが、我々の意見を言うあれもない。特に今回は、その中で変わるのではなくて、やめて戻ってきますということですので、教育委員会としては、余計、「皆さん、安心してください」というふうに言っていかないと、先ほど料金改定を審議したような気がする……。で、7月1日から施行ということは料金的にはまだやるような形ですよね。そうすると、区民の方がすごく困惑してしまう。区民の方から見ると、別に健康福祉部とか教育委員会とか関係なく、「行政としてどうなんですか」となってしまう。私は、廃止自体は別に反対ではないのですが、「これでどうですか」と言われるとちょっと困る。ただ、きょうは協議事項ですから、今までの経過とかをもうちょっと事務局の中でちゃんと引き継いでいただいて——これは議会に報告をするのですよね。そこでいろいろ意見も出るでしょう。また、利用団体の意見を聞く機会もあると思うのです。教育長おっしゃったように、言われなくても、予算もありますからやるのでしょうかけれども、議会に報告するとだんだんひとり歩きしてしまいますので、事務局の方は大変だと思うのですが、区民の方が安心できるような案を早目に出していただくしかないのかなと。

副参事（学校・地域連携担当）

先ほど委員長のほうからもお話しありましたとおり、学校と地域の連携ということで新しい組織もつくっております。そういった視点で今回の件も考えていくべきだというふうに思っております。そこで、飛鳥馬委員のほうから「学校支援ボランティアの拠点」というお話もございました。各学校に小さなスペース、各学校に支援ボランティアの拠点みたいなものがあるべきかなというようなどころもございますけれども、4カ所ということもございますので、そこら辺のことも踏まえながら、学校と地域の連携といった視点を踏まえて今後のこの活用についても考えていきたいというふうに思っております。

山田委員長

ほかに。

大島委員

4カ所のこの施設なのですけれども、私も、今、目に浮かぶだけでも、みなとつぽとおぎり館というのは非常に立派な施設だと思ったという印象があります。いろいろな部屋もありますし、新しい感じできれいですし。私はそういうのを見たときに、学校にすぐ隣接してというか、学校の一部のような位置関係にある施設なので、委員長がおっしゃられたような、この地域の中で学校等も取り込んでの地域連携みたいなことで有効に活用されているのかなというイメージを何となく持っていたのですが、今のお話で、利用率が低いということなので、一体なぜそういうことになってしまったのか。結果論ですけれども、そもそもそういうものというのは要らなかったのか、あれはそういう需要がないのにミスマッチだったのかというような疑いを抱く区民もいるかと思うのです。もちろん、つくったときと今では状況が変化してきたということはあるのでしょうけれども、何で利用率が低かったのだろうかということを中心にきちんと分析して、それを説明できるようにする必要がありますのではないかなと私は思うのです。せっかくすごくお金をかけて立派なものをつくったというのに何で利用率が低いのか。

学校の中にあるという、そういう場所的なもので利用しにくいのか、あるいは場所が区民の方からして不便なところにあるのかとか、使用料とかの問題なのか、それとも管理の問題なのか、区民の方にとって利用しにくいような……。つまり、運営方法に問題があって利用されなかったのか。別にそういうことはない、敷居も低くて利用しやすい状況だったのにほかの原因でなかったのか。せっかくこれだけのものを、利用率が低かったという結果は、私としてはちょっと納得できないので、そこをはっきりしていただきたいなと思います。今、皆さんからお話が出たようなことで、今後どうするということは、まず、

今までのところをよく分析した上で、では、こういう方向ならこれからも利用が見込めるのではないかというようなことを考えていく必要があるのではないかというふうに思ったところです。

山田委員長

ほかにご質問はございますか。

飛鳥馬委員

この四つの地域生涯学習館を利用されている方に、廃止ならば利用できなくなるわけですので、この文書にもありますように、なかのZEROの整備とか、生涯学習大学も支援して充実してきているというふうに書いてありますので、今活動されている方たちがそういうところに入りやすいといいますか、一緒に活動できるような、あるいは、なければ、その中に新しくそういう分野を設けてあげるとか、そういう配慮が必要なのだと思うのです。「もう使用できなくなりました。終わりですよ」ではなくて、もうちょっときめ細かに、利用されている方を大事にしてほしいなと思っています。

高木委員

今と同じなのですけれども、先ほどの使用料金の改定で、区民周知を図るために7月1日から施行と。私のイメージだと4月1日から改定なのかなと思っていたのですが、区民周知を図るために半年ぐらい置く。いいことだと思うのです。ただ、使えなくなるという周知がうんと短いではないですか。やはりちょっと不親切というか不信を生むので、飛鳥馬委員が発言したように、うまく説明をしていただきたいと思います。

健康福祉部副参事（学習スポーツ担当）

今ご指摘にありましたとおり、現在使われている団体に対しては適切に丁寧にご説明するように努めていきたいと思っております。

山田委員長

今回の「事業見直し内容（案）」ですけれども、区がみずから、「950億あった予算が650億になった」ということのすべての事業について見直すのだというところから始まっていると思うのですが、いかんせん、これを区民へ説明する時間が余りないような気がします。区民サービスに直結するようなものについて、私たち教育委員会ですらこの状態ですから、区民の方たちはもっとわからないのではないかなと思うのです。

今回のことについても、では、その施設をきちんと区民のためにどのように利用するのかというところまで議論ができない段階で廃止論だけ先に出てしまっているということに

なると、なかなか厳しい状況かなというふうに思います。ほかに私たちの関係することであれば、社会科見学、いわゆる遠足の公費負担を廃止するとか、就学援助については、中野の子どもの視点からいけば、私立、公立、関係ないと思うのですが、それもすべて廃止するという。こういったことが唐突に出てくると、確かに緊急事態宣言ではあるのだらうと思うのですが、区民のサービスとして直結するものについてどの辺まで議論ができてやれるのか。場合によっては、予算そのものをどのように組み立てていくのか、その大きなところの根幹にかかわるのかなと思うのです。とりあえずは前年どおりでやることにしながら途中で変えていくとか、ウルトラ的な予算編成もあり得るのではないかと思います。そうしないと、多分間に合わないのではないのですか。説明して納得を得ることはなかなか難しいのではないかなというふうに、これを見ていて幾つか思いました。

私たちがきょう初めて目にする資料でございます。今後、議会等への説明もあるかもしれませんが、ぜひ丁寧なご説明をして、再度私たちが協議する場が幾つかあったほうがいいのではないかなというふうに思います。

ほかにご意見ございますか。

高木委員

2点。

社会科見学・遠足代公費負担、たしか前年度予算では、苦渋の選択でやむを得ないと。で、後から復活したと思うのですが、また出てきて、削れるところはこれしかないということと、他の区では、受益者負担だというご説明だったと思うのです。例えば、これ、就学援助の見直しが入っていますが、受益者負担になった場合に、就学援助の方はこれを就学援助の中を出してもらえるようになるのですかという質問が1点。

それから、肢体不自由特別支援学級。これに「25年度限りで」とあるのですが、現状で、平成23年度、2年生と4年生が1人ずつ在籍していると思うのです。2年生は、在籍している年度で廃止になってしまうと思うのですが、それはないのではないのですかという質問です。

副参事（学校教育担当）

先ほどの社会科見学とか遠足代の公費負担がなくなった部分については、必然的に就学援助費のほうで見ていくということになると考えております。

それから、肢体不自由学級については、現在、前に協議いただいた考え方を保護者の皆さんですとか関係の団体の皆さんにご説明をさせていただいている状況です。その中で、

基本的にはご理解がいただけるかなというふうには思っております。あと、たんぼぼ学級に通っていらっしゃる大きな理由の中に、やはり永福へ通う足の便とか、そういうところがかかりございますので、そういったこともご意見を伺いながら、新しく通われる学校との調整とか、区でやれることは何かということも踏まえて、最終的には考えていきたいというふうに思っております。

高木委員

我々も、永福学園は、たしか肢体不自由ができる前の年度でしたか、以前見学をして、我々が見たのはすごく立派な施設だったので、必ずしも反対ではないのです。ただ、在籍している児童がいるのにちょっと乱暴だと思います。私のイメージとしては、27年度まで、ただし同意が得られれば25年度もありという理解なのです。ですから、担当者として非常に苦しい立場だというのはわかるのですけれども、「理解していただけると思う」ということと「理解していただけた」は大分違うので、そこは私としては余り乱暴なことはしないでいただきたい。もちろん、大きな流れとして、ここにはいろいろな文章の関係で書いていなくて、そもそも特別支援学級と特別支援学校の法令的な役割の分担、その中でいろいろな経緯があって、本来は特別支援学校のほうがよりケアができる児童も中野区では受け入れてきた。それはすごくいいことだと思うのですね。ただ、近隣にもっといい施設ができてきた。そこに対してある程度以上の方はできれば行っていただいて、逆に、もともと法令でイメージしている特別支援学級の児童・生徒さんは通常級で受け入れていこうと。すごくいい。本当にできるのかなと。いいと思うのです。ただ、さっきの話ではないのですけれども、そこも余り忽然とばさばさとやるというのは区民の方の理解が得られないので、ぜひソフトランディングでお願いしたいと思います。

山田委員長

では、よろしいでしょうか。

飛鳥馬委員

私も。1番目の社会科見学・遠足代は、今出ているのはバス代でしたでしょうか。

山田委員長

そうですね。

飛鳥馬委員

で、廃止なのですが、電車代なら出してもらえるぐらいの余裕があるのかどうか。つまり、何も出さないということであれば、私費負担しかないわけでしょう。昔の遠足のよう

に歩いていく遠足なら別として。そうでなくて乗り物を利用する場合。そうしますと、学校で「有料ですよ」と。来年は予算がつかますので、再来年度のことですけれども、PTAなり何なりに説明して聞かないといけないわけですね。学校で独断で「有料ですよ」と。だから、PTAから反対されることもあるかもしれない。了承を得る必要があるのかもしれない。やらないという学校があれば遠足がなくなってしまうという学校もあるし、私費負担でいいというのなら行く学校もある、そういうふうになってくるのかなという気もするのですけれども、その辺のところはどういうふうにと考えたらいいですか。

副参事（子ども教育経営担当）

この公費負担している内容ですけれども、交通費、主に電車賃と、バスの借り上げの場合のバス代ということでございます。両方トータルして、小学校は2,000円台、中学生のほうが3,000円台ということでございます。これについて23区の状況ですと、全額公費負担している区のほうが少ない。全額私費負担という区もかなりあるというような状況で、これについてはそういった状況も踏まえて判断するものでございます。これ単独であれば、保護者の方にご負担いただけるものかなというふうに思いますけれども、一方で、常葉の廃止に伴う移動教室の導入といった面もあわせて考慮していく必要があるかなというふうには思っております。そういう点で、できる限り保護者のご理解をいただいきたいというふうに考えているところでございます。

大島委員

その社会科見学・遠足代なのですけれども、今のお話もわかりますし、財政難もわかるのですが、例えば全部廃止でなく、少なくとも当面といいますか、半額補助とか、そういうようなことのほうがまだ父兄の方の抵抗も少ないし……。中学生3,000円といいますと、家庭によってはちょっと負担が重いと感じられる家庭もあるかと思っておりますので、せめて半額は区で負担みたいなことで当面やるという選択肢はないのでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

これにつきましては、これから区議会のほうにご報告する、それから、保護者の方にも学校のほうにもご説明をして、いろいろなご意見を踏まえた上で決定していくということでございます。バリエーションとしては、特定の学年だけ公費負担をしている区もあったり、先ほど申し上げましたように、全額私費負担、あるいは公費負担というようなことで、特に社会科見学については、学習の必要上、どこまでということもございまして、そういったもろもろの要素を総合的に考えていく必要があるかなというふうに考えてござい

す。

山田委員長

今の議論も踏まえて、廃止というのが結構大きいのですね。減額するとか、見直すということと、廃止というのはまた別な話で、今言われている案としては廃止なのだけれども、私たちのほうでは見直していったらどうかということの議論が出てくるのではないかなと思います。

高木委員

たしか去年出てきたときに、子ども手当が出るから、差し引きで大丈夫だよねという話だったと思うのですが、いつの間にか所得制限がかかってしまったので、すごく出しにくい状況になっていると思うのです。例えば、先ほど質問した社会科見学・遠足代は公費負担廃止なのだけれども、就学援助の支給には入れるよということだったですね。それをここに書くのはだめなのですか。

教育長

去年は書いたかもしれない。記憶にないですけども。そういう説明もしました。

副参事（子ども教育経営担当）

これは、議会のほうに報告前ということもありまして、詳しくは記述してございませんけれども、制度の説明として、そういった内容も当然踏まえて説明が必要だろうというふうに思っております。

山田委員長

いろいろご議論いただいておりますけれども、見直し内容(案)のことですので、今後、議会や区民へ説明する予定というふうに聞いておりますから、今後また見直しの内容が少しずつ決まってきましたら、この地域生涯学習館の廃止もあわせて協議することになるかと思っておりますので、何とぞよろしくお願ひしたいと思っております。

よろしいでしょうか。

では、次の協議事項に移ります。

協議事項 2 番目、「区立小中学校再編計画の改定について」の協議を進めます。

山田委員長

ここでお諮りをいたします。

本日の協議事項の 2 番目、「区立小中学校再編計画の改定について」は、具体的な学校名を挙げて協議を行うことが想定されます。そのため、公開の教育委員会の場で確定して

いない学校名を挙げて協議を進めた場合の区民に対する影響は非常に大きいものと考えます。また、そのことによって公正な審議が保てないことも考えられます。したがって、前回11月4日第31回定例会の協議と同様に、本日の協議も、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項の規定に基づき非公開とし、その会議録については再編計画の素案が発表されるまでの間非公開としたいと思いますので、これに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

山田委員長

それでは、全員賛成なので非公開といたします。

申しわけございません。傍聴者の方はご退席をお願いいたします。関係幹部以外の方もどうぞご退席ください。

(傍聴者退席)

(以下非公開)

(平成24年第6回臨時会における会議録の公開決定に基づき、以下非公開部分を公開)

山田委員長

ここで一たん定例会を休憩します。

午前11時26分休憩

午前11時30分再開

山田委員長

それでは、定例会を再開いたします。

では、改めまして事務局からご説明をお願いいたします。

副参事(学校再編担当)

それでは、前回11月4日の教育委員会でのご協議におきまして、小・中学校の通学区域の現状についてご説明をさせていただきましたが、委員の皆さんからは、通学区域の変更について、町会や地域での区割り等の関係、あるいは中後期計画を進めていく際に地域のつながりといった状況を踏まえて小・中学校の通学区域の整合性の想定についてどうなのかといったご意見と資料のお求めがございましたので、本日、その資料についてのご説明をいたします。

それでは、最初に、資料1「小中学校の通学区域と区民活動センターの区域との関係に

ついて」でございます。ほかに2枚の通学区域図、資料1-1、1-2がございますので、ご確認をいただければというふうに思っております。

まず、資料1でございます。左の表は、縦列に現行の小学校、横列に区民活動センターといたしまして、現在の通学区域とセンター管轄区域との対応表でございます。この表は、1の桃園小では、横に見ていただくと、弥生、東部、各区民活動センターの一部地域に重なり、逆に、1の南中野区民活動センター管内では、縦に見ていただきますが、中野神明小、多田小、新山小の3校の通学区域がまたがるといった見方になります。一番下段の小学校数でございますけれども、14番の鷺宮区民活動センターでは六つの小学校が管内に設置されているといった状況が最大となっております。

同様に、右の表をご覧になっていただきたいと思います。こちらについては、平成24年度における中学校について同様にお示ししたものでございます。中学校では、通学区域は当然拡大するといったことから、区民活動センター管内から見れば、最大でも4校の中学校数といった内容でございます。同じ統合新校でも、南中野中学校の通学区域は二つの区民活動センターに対して、中野中学校の通学区域は六つの区民活動センターの区域にまたがるといった状況になります。

それでは、別添の資料1-1のほうをご覧になっていただきたいと思いますのですけれども、こちらの図は、平成24年4月時点の通学区域図にそれぞれの区民活動センターの区域を色分けで落とし込んだ図となっております。こちらについては、区民活動センターは15でございますので、15に区分されている通学区域図になるものでございます。

次に、また資料1に戻っていただけますでしょうか。裏面ですけれども、こちらの3のほうをご覧になっていただきたいと思います。この資料につきましては、通学区域と区民活動センターの区域との整合性を図った場合、センター区域内の児童・生徒数、そしてその区域内に所在している小学校名といったものでございます。なお、小学校の児童数、中学校の生徒数については、平成23年4月1日現在、その区域内の全住民登録者数の把握でございまして、この中には私立、あるいは他の学校に行っている数も含まれているといったものでございます。

具体的に、(1)の区民活動センター区域内における小学校数でございますけれども、①の南中野区民活動センターでは、単独で現在の南中野中学校区とほぼ重なるといった内容でございます。同じく、単独の⑨の鷺宮区民活動センターにつきましては、第八中学校の校区を拡大することになり、校区内の住民登録者数についても1,343人といったことで、児

童・生徒数はかなり突出した数となります。センター区域との整合性を図ることで、逆に、学校規模の差がかなり大きくなるといったこととなります。また、多くの区域でも、同様に、区域内にある小・中学校の通学区域の変更が想定されまして、開校している統合新校についても変更が必要となるなど、センター区域との整合性を図ることは非常に難しい状況となっております。

なお、同様に、資料1-2の図でございますけれども、こちらについては、小・中学校の整合性を図る場合ということで、今ほどご説明させていただいた10区分となる区民活動センターの区域を水色の線で区分したものでございます。

資料1の説明は以上でございます。

次に、資料2をご覧いただきたいと思えます。この資料につきましては、小・中学校の通学区域の関係ということで、1の「現行」につきましては、前回のご協議で説明をさせていただいたものでございます。2ページ以降につきましては、中後期で示されている統合を前提に、平成29年度の児童・生徒数の推計をもとに統合時の状況をあらわした内容等になってございます。図表の見方については、すべて前回のご説明のとおりでございます。

それでは、2ページの「現在計画で示している統合を前提にした場合（案1）」についてご説明をさせていただきます。こちらについては、左の表の中野中につきましては、前回どおり、六つの小学校から就学してくることとなりまして、小学校でも、10番目の啓明小がございすけれども、三つの中学校への分散就学という形になってございます。小・中学校の整合性については、やはり同様に七中と南中野中の2校区のみで整合性がとれているといった状況でございまして、1ページの現行の場合と変化がございません。

次に、右の表をご覧になっていただきたい。こちらについては、一番右列にございす小学校の全児童数、1年から6年生の対比でございすけれども、4番目にある四中と八中の統合予定校の児童数につきましては1,348人、これに対しまして、次の七中については649人ということで、通学区域内での全児童数の学校間の差がこの段階で2倍以上生じることが想定されてございます。

なお、参考に資料2-1に通学区域図を添付してございすので、後ほどあわせてご覧になっていただきたいというふうに思っております。

こうした状況での想定を踏まえまして、小・中学校のさらなる連携、そして小・中学校の通学区域の整合性を図ることを最大限考慮させていただいたものが次の3ページの3でございす。この「小中学校の通学区域の整合性を図ることを主眼にした場合（案2）」で

は、小学校の現状の通学区域の変更を最小限にとどめることを前提といたしまして、中学校との整合性を図っております。左の表のとおり、10個の中学校区の区内配置がこの場合に最も最適といった形になります。結果、六つの校区では完全に小・中学校の通学区域を一致させることができるといった想定資料でございます。また、さきの中野中学校についても、就学元の小学校が6校あったものが、こちらでは3校となりまして、三中・五中の統合予定校が、唯一、四つの小学校からの就学となりますが、ほかの中学校区ではすべて、小学校2校から3校からの就学といった関係性となるものでございます。

次に、通学区域図の資料2-2をご覧ください。この案では、先ほど申し上げたとおり、小・中校区の一致していない中学校区が四つほどございますけれども、こちらでは完全一致はできていないものの、小学校の通学区域の面積と児童数がほぼ2分の1になりまして、結果、就学していく中学校は2校といった形になります。この図の中でちょうど中心部に当たるところで、具体的な校名でいきますと北原小学校がその該当となります。環七のちょうど左上部でございますけれども、ちょうど水色の線で真っ二つに分かれているところが北原小でございます。同じく、先般、開校いたしました平和の森小。その北原小から右に少し下るところでございますけれども、そちらについても、緑野中と、今回統合いたします中野中の通学区域で真っ二つに分かれているといった状況でございます。さらに右手のほうに行っていただきますと、中野六丁目のところ、桃園第二小学校でございますが、ちょうど中野中学校と第三中・第五中の統合新校と2分割される。こちらの3校のみがほぼ2分の1で就学している学校が分かれるといったような状況でございます。

それでは、再び資料2の3ページに戻っていただきまして、右の表をご覧ください。こちらは小学校の全児童数の比較でございます。こちらについては、各中学校区におきましてほぼ平均化されてございまして、5番目の、先ほども申し上げました七中の数値が最少で変更はございませんけれども、最大値でございます2番目の三中・五中で言いますと、1,196人という数字は、かなり平均に向かうことが想定されるといったものでございます。なお、3の案2の内容で統合を進めた場合、最終的な区立学校数につきましては、現行進めてございます再編計画より、中学校で1校多い10校、小学校でも1校多い22校、合計32校となります。

資料2の説明は以上でございます。

次に、資料3のご説明をさせていただきたいと思っております。この表につきましては、平成

23年度の児童・生徒数の実数、及び、平成24年から29年度までについて推計した学級数、児童・生徒数でございます。

最初にまず左の表でございますけれども、小学校1学年のみ35人学級で推計したものでございます。小学校1学年については既に35人学級編制が法制化されてございますので、それに基づき推計しているところですが、文部科学省におきましては、平成24年度、小学校2学年も35人学級を実現することを最優先事項として予算の概算要求をしているところでございますが、現時点でも法制化については未確定な状況でございます。具体的には、再編対象校となっている小学校の11番・向台小及び18番・新山小を見ていただきたいのですが、引き続き小規模な状況であることに変化はございません。

次に右の表をご覧くださいと思いますが、こちらについては、平成24年度以降の学級数を小・中学校全学年を35人学級で推計したものでございます。先ほどご説明させていただいたとおり、国における法制化については、現在、小学校1学年だけという状況においては、平成24年度以降に直ちにすべて35人学級になるといったことはございません。しかし、ご覧のとおり、中野区では平成23年5月の児童・生徒数の実数において1学級の平均が小学校で28人、中学校でも33人といった状況でございます。したがって、仮にある時点ですべての学年で35人学級の法制化が実現されても、一番右の列をご覧くださいと思いますが、学級数の増減について平成29年度で比較してございますけれども、小学校で23学級、中学校でも13学級の増加といった状況となります。これは、前回のご協議でもご説明させていただいたように、これまで、中後期における学校再編基準につきましては、学級数を40人学級として推計しておりますが、計画の改定協議における資料として今回このような基準で作成したところでございます。

また、35人学級編制に伴う学校施設への影響についてでございますけれども、一部の小・中学校では、ご覧のとおり、3学級程度の増加はございますけれども、普通教室の需要数の確保は可能でございます。施設への影響はないというふうに考えてございます。

私からの各資料の説明は以上でございます。

山田委員長

短時間に学区域を中心としたことでかなり詳細なシミュレーションを出していただきました。これだけの資料をいただいたのですが、何かご質問があれば一つ、二つお受けしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

高木委員

資料1の小・中学校の通学区域と区民活動センターの関係というのは、区民活動センターが基本的に町会が二つとか三つとか集まって構成されているので、町会との関係等々を勘案してこういう表になっているという理解でよろしいのでしょうか。

副参事（学校再編担当）

そのとおりでございます。

高木委員

私も住んでいるところで前々から不思議だと思っていたのですが、沼袋の区民活動センターの管内に小・中学校は1校もないのです。通学区域はあるのですけれども。後からできたのでしょうかないですね。

教育長

一つあった沼袋小学校が統合になってしまいましたので。

高木委員

ですので、例えば四丁目町会、あと、沼袋一丁目・二丁目で沼袋町会、三丁目・四丁目で親和会、それぞれ仲は悪くないのですけれども、そんなに連携していろいろな行事をやっているわけではなくて、逆に、四丁目ですと、沼袋町会さんとは氷川神社が違うので、お祭りのときは別行動とかありますから、すごくわかりやすい資料なのですが、これを見て、町会とか区民活動センターとの整合性というのはちょっと難しいのかなと思います。特に、今後、区民活動センターになっていったときに、どういうふうに活動がなっていくのか。より区民の方の日常生活に密着して行って活動が活発になっていくのか、それとも、ちょっと言いにくいのですが、自主性に任せるわけですから、活動が活性化するところもあれば、ちょっとというところも出るかと思うので。

私の子どもはまだ小3と中1なので、例えばミニリーダーとかいろいろな活動をしていて、町会報も回ってきますし、子どもたちのものも回ってきますけれども、長男が小学校に入ったころと比べると、正直に申し上げて、地域とのかかわりというのは残念ながらちょっとずつちょっとずつ下がっているのかなと。トップの方が変わらないで、お年を召されるとそれだけ、やろうという意思はあるのですけれども、鈍くなってくるので。これはすごくわかりやすい資料ですから、これを頭に置きながらも、町会の方から反論とか意見があればそれはお聞きするにしても、第一優先にするのはちょっと難しいのかなというのがよくわかる資料ではないかなと思います。

教育長

高木委員の今のご意見でちょっと気がついたことがあります。

私も仕事柄、子どもにかかわる仕事を長年ずっとやってきていますから、20年ぐらい前のことを考えると、大体、区民活動センターエリア単位に青少年健全地区委員会ができていたのですけれども、おっしゃるように、活動自体は、リーダーシップをとる方の問題とか、メンバーがなかなか活性化しないというようなことがあって難しくなっている。場所によりますけれども、地域にも随分差が出てきているということもありますけれども、それに比べて、学校が核になって、地域の方々がいろいろ入ってきてくださって、教員がということではなくて、学校を舞台にいろいろな活動が展開されている。地域の活動が学校の施設を使ってやるというようなことが20年前に比べれば非常に多くなってきているのかなという気がするのです。そうすると、おっしゃった区民活動センターというエリアではなくて、今後は子どもを中心にしたコミュニティというのがますます学校を中心につくられる。これから学校支援ボランティアなどももっともっと活動していただきたいと思っていますけれども、全国的にもそうですが、そういう位置づけに移行せざるを得ないのかなということ、今、高木委員のご意見を聞きながら思いました。

山田委員長

私もきょうの資料1は、今後を考える上で大切な資料だと思います。この区民活動センター、まさしく町会を視野に入れたものを考えていった場合には、通学路を大幅に変えていかなければいけないという作業が出てきますし、学校規模の格差が広がってしまう。これは今後の子どもたちが学習をしていく上でマイナスの要素が出てきてしまっているのかなということでのもとなる資料ではないかなというふうに思います。

また一方で、中学校を主体とした通学区域のことを検討する資料に、以下の資料について、我々が今まで話してきたように、一つの中学校区を一つの基本として小学校の学校区を決めていくというようなことで、今、教育長がおっしゃった「学校が核となって」ということであれば、資料に基づいたことが基本線になってくるのかなということでの資料ではないかなと。ただ、残念ながら、幾つかの小学校は、35人学級になっても、小規模がなかなか解消されないというデータも出ていますので、我々にとっては非常にありがたい資料ではないかと思えます。

本日は時間が少なくなってしまうので申しわけございません。この件につきましては、今後、臨時会も予定していますので、そこで十分協議をさせていただきたいと思えますので、委員のみなさんはこれをお持ち帰りになっていただいて、また検討していただければと思

います。

山田委員長

以上をもちまして、本日の日程を終了いたしました。

これをもちまして、教育委員会第33回定例会を閉じます。ありがとうございました。

午前11時54分閉会